

船舶事故調査報告書

令和7年10月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和7年4月10日 10時00分頃
発生場所	山形県鶴岡市小波渡漁港 波渡埼灯台から真方位063° 1,680m付近 (概位 北緯38° 41.6′ 東経139° 38.7′)
事故の概要	漁船 漁福丸が操業中、船長が落水して低体温症になった。
事故調査の経過	令和7年4月15日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 漁福丸、0.82トン
船舶番号、船舶所有者等	YM3-4710（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約12℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、小波渡漁港を出航し、さざえ漁を行った後、同漁港の西防波堤付近でわかめ漁を行うこととした。 本船は、船首を陸岸に向けて漂泊しながら操業中、船長が、長さ約2.5mの木製漁具を使用して船尾甲板から舷外に体を乗り出した姿勢でわかめを採ろうとしたところ、バランスを崩して落水した。 船長は、落水した後、本船の右舷側に泳ぎ着き、船体中央部の甲板上に漁獲物を整理するために設置していたロープに掴まりながら漂流していたところを僚船に発見された。 船長は、駆けつけた僚船によって船上に引き上げられ、小波渡漁港に運ばれて救急隊に引き継がれた後、ドクターヘリで山形県酒田市内の病院に搬送され、低体温症と診断された。 船長は、救命胴衣を着用していなかった。 船長は、防水型の携帯電話を甲板上に置いたクーラーボックスの中に入れていた。また、舷外作業時の落水に備えた縄ばしご等は本船に設置されていなかった。 (付図1 事故発生場所概略図 参照)
分析	本船は、小波渡漁港において操業中、船長が、不安定な姿勢で舷外に体を乗り出してバランスを崩したことから、落水して船上に上がることができず、救助されるまで体の一部が海中に浸かり、低体温症になったものと考えられる。 船長は、防水型の携帯電話を身に着けておらず、緊急時の速やかな

	連絡手段を確保していなかったこと、また、舷外に縄ばしごを設置していなかったことは、本事故の発生に関与した可能性があるものと考えられる。
原因	本事故は、本船が小波渡漁港において操業中、船長が、不安定な姿勢で舷外に身を乗り出して体のバランスを崩したため、落水して船上に上がることができず、救助されるまで体の一部が海中に浸かっていたことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 小型漁船の乗組員は、舷縁の低い小型船舶の暴露甲板上で作業を行う際、体のバランスを崩して落水しないよう、過度に舷外に乗り出したり、立ち上がったたりすることがないように注意すること。 ・ 小型漁船の乗組員は、暴露甲板上において、救命胴衣を着用すること。また、落水等の緊急時の連絡手段として、防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を身に着けておくこと。 ・ 小型漁船に1人で乗り組む船長は、落水した場合に備え、縄ばしご等を船体に設置しておくことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図



(海上保安庁ホームページの海洋状況表示システム(海しる)を使用して作成)